

審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第24条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第24条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第9条第1項（輸入の許可の申請）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日
申 請 先：陸揚地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係(電話0952-24-1111 内線3036) 陸揚地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：